

みんなで防犯応援隊運動推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民に「ながら防犯」の取組を広め、地域の犯罪を抑止し、住民が安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、福岡県（以下「県」という。）が推進する「みんなで防犯応援隊運動」（以下「防犯応援隊運動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯応援隊運動」とは、地域の犯罪を抑止するための、企業・団体による自主的な「ながら防犯」に係る取組をいう。

2 この要綱において、「みんなで防犯応援隊」（以下「防犯応援隊」という。）とは、防犯応援隊運動の趣旨に賛同し、県と協働して「ながら防犯」活動を行う企業・団体をいう。

3 この要綱において、「ながら防犯」とは、県民が仕事やプライベートを問わず日常生活の中に防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の「異変」「異常」「危険箇所」等がないか気を配り、発見した際は行政、警察、地域防犯団体等に伝える一連の行動をいう。

(県の役割)

第3条 県は、「ながら防犯」及び防犯応援隊運動を県内に普及・啓発するとともに、防犯応援隊に対し、情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(防犯応援隊の基準)

第4条 知事は、防犯応援隊に登録しようとする者（以下「登録希望者」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合は、防犯応援隊への登録を認めるものとする。

(1) 主たる活動目的が定期的な防犯活動ではない企業又は団体であること。

（福岡県地域防犯活動団体登録制度との重複登録はできない）

(2) 県内に事業所又は主たる活動場所があること。

(3) 第1条の趣旨に賛同し、別表に定める「ながら防犯」活動を継続して行うことができること。

(4) 必要に応じて行政や警察に対し、活動状況等について情報提供を行うことができること。

(5) 代表者及び役員が暴力団員でないこと。

(6) 代表者及び役員が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が不相当と認める場合は、防犯応援隊への登録を認めないものとする。

(登録申込方法)

第5条 登録希望者は、みんなで防犯応援隊登録申込書（変更届）（様式第1号）に必要事項を記入し、企業又は団体の概要が分かる資料を添付し、知事に登録の申込みをするものとする。

(登録決定等)

第6条 知事は、登録希望者から登録の申込みがあったときは、登録希望者が第4条に規定する防犯応援隊の基準に該当しない場合を除き、「みんなで防犯応援隊登録証」（以下「登録証」という。）及び活動ステッカーを交付するものとする。

（申込内容の変更）

第7条 防犯応援隊は、申込内容に変更があった場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の届出は、みんなで防犯応援隊登録申込書（変更届）（様式第1号）によるものとする。

（活動辞退）

第8条 防犯応援隊は、「ながら防犯」活動を行うことができなくなった場合は、みんなで防犯応援隊辞退届（様式第2号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により、防犯応援隊が活動を辞退する場合は、登録証及び活動ステッカーを返還しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 知事は、防犯応援隊が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、防犯応援隊の登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する防犯応援隊の基準に該当しなくなった場合
- (2) 防犯応援隊が、社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他知事が、登録を不相当と認める場合

2 前項の規定により防犯応援隊の登録を取り消された者は、直ちに登録証及び活動ステッカーを知事に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

防犯応援隊運動の取組項目		判定基準
○	あいさつ運動（地域で防犯活動をされている方などに積極的にあいさつをする）	必須
○	従業員・メンバーへの意識啓発	
1	企業内・団体内における研修等の実施	いずれか 1つ以上
2	取引先・関係者への犯罪情報に係る注意喚起や情報提供	
3	地域におけるみまもり活動	
4	事業所・活動場所周辺の清掃や飾りつけによる環境美化	
5	「ながら防犯」グッズを付けた日常活動 （パトロールステッカーを貼った商用車、「防犯」等の文字入りのTシャツ・缶バッチ・エコバッグ など）	
6	その他、防犯応援隊運動の趣旨に即した活動	